

公共事業市民選択権保有条例の制定(全国初、2002.7.1施行)

公共事業の在り方については、国、地方を問わず、その必要性や実施方法等について様々な論議があります。

特に、大規模な公共事業については、計画してから実施に至るまで多年を要し、その利害も錯そうするため、事業立案時と実施段階での必要性の程度や社会経済情勢の変化を敏感に受け止めることが重要です。

また、大規模な公共事業は、市民生活に深く関連し、多額の費用を要することから、「地方の行政は、地方の住民が自分の意思と責任によって処理する」という、まさに地方自治の本旨の制度的な保障を確立し、市民の参画を得ることが肝要です。

しかしながら、事業の選択や手法を含む実施については、依然として行政の意向が先行し、自治の主権者である住民が意思を表明する機会は、ほとんど確保されていません。

こうしたことから、志木市では、急激な時代の変化に伴う市民ニーズに対応するため、各種公共事業を計画段階で市民に公表し、寄せられた意見を尊重して意思決定を行うという、市民の基本的視点における選択権を制度的に保障することにより、事業の透明性と公正性を確保するとともに市民の行政参加を促し、市民自らが責任をもって創造する志木市の実現を目指し、制定に至りました。

志木市公共事業市民選択権保有条例

(目的)

第1条

この条例は、広く市民生活に関連する公共事業の計画を市民に公表し、計画に対する意見を尊重して意思決定を行うとともに、提出された意見の反映結果を公表する制度を設けることにより、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において「市民」とは、市内に住所を有し、又は市内の事業所に勤務する者をいう。

(対象事業)

第3条

この条例の対象となる公共事業(以下「対象事業」という。)は、計画策定から事業完成までの事業費の予定価格総額が1億円以上のものとする。ただし、災害対策その他緊急に実施する必要があると市長が認めたものは除く。

(公表及び意見聴取)

第4条

市長は、対象事業を実施しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に当該対象事業の計画を公表し、市民が意見を提出できる機会を確保しなければならない。

2 市長は、前項の規定により対象事業の計画を公表するときは、市民に求める意見の論点、選択肢を整理し、当該対象事業の計画を策定した趣旨、目的及び背景と併せて公表するものとする。

(公表の方法)

第5条

前条に規定する公表は、原則として次に掲げる方法により行うものとし、その実施については志木市公共事業民意審査会に諮って、市長が定める。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) アンケートの送付
- (4) 市長が指定する場所での閲覧及び配布

(意見提出の方法)

第6条

第4条第1項に規定する意見を提出する方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

2 前項の規定は、前条第 3 号のアンケートの回答について準用する。

3 市民が意見を提出するときは、住所及び氏名を明らかにしなければならない。

(審査会への出席等)

第 7 条

志木市公共事業民意審査会が必要と認めた場合には、志木市公共事業民意審査会への関係者の出席や、市民から直接意見を聴取する機会を設けるよう市長に求めることができる。

(意見の募集期間)

第 8 条

意見の募集期間は、原則として公共事業の計画公表の日から起算して 30 日間とし、その決定及び明示方法は、第 5 条の規定を準用する。

(志木市公共事業民意審査会の設置)

第 9 条

公共事業に対する市民の意向を適切に把握するため、対象事業ごとに、志木市公共事業民意審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 10 条

審査会は、市長の諮問に応じて、公表及び意見聴取の具体的方法について提言するとともに、提出された意見の計画に対する賛成意見若しくは反対意見の論点の整理、計画に対する承認若しくは不承認の判断又は計画内容の選択について審査し、市長に報告する。

(組織)

第 11 条

審査会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 当該対象事業に地域的な関連を有する者
- (2) 識見を有する者

(3) 公募による市民

2 審査会は、当該対象事業に係る審査が終了したときは、解散する。

(会長)

第 12 条

審査会に会長を置き、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員のうちから、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 13 条

審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 提出された意見の審査過程において、疑義があると認められる意見の取扱いは、議長が決定する。

(庶務)

第 14 条

審査会の庶務は、企画部政策審議室において処理する。

(審査結果の尊重)

第 15 条

市長は、審査会から提出された審査結果を尊重して意思決定を行うものとする。

(市長の責務)

第 16 条

市長は、意思決定を行ったときは、その結果及び次に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。ただし、志木市情報公開条例(平成 6 年志木市条例第 17 号)第 6 条の規定に該当するものは除くものとする。

- (1) 審査会から提出された審査結果の概要
- (2) 審査結果に対する市長の考え方
- (3) 対象事業の計画を修正したときは、その内容

2 前項の公表については、第5条第1号、第2号及び第4号に掲げる方法で行うものとする。

(適用除外)

第17条

対象事業については、志木市行政評価条例(平成14年志木市条例第30号)の規定は、適用しない。

(他の制度との調整等)

第18条

この条例の定める手続について、法令、条例等(以下「法令等」という。)に別段の定めのある場合は、当該法令等の定めるところによる。

(委任)

第19条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。
(次のよう)略